

社会福祉法人風の谷 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人風の谷（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）・評議員（以下、「役員等」とする。）の報酬等について定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務実態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

役員等については、報酬・旅費及び功労金を支給する。

- 2 役員等に対する功労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払う。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号により報酬等の区分に応じて定める。

- (1) 報酬については、別表1（役員等の報酬）に定める額を支給する。
- (2) 功労金については、別表2（役員等功労金算定式）に定める算式により算出した額を支給する。
- (3) 旅費については、会議等に出席又は職務のため出勤（出張）したときに、その交通費の実費を支給する。
- (4) 別表1及び別表2に定める報酬・功労金額は税別とする。

(報酬の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給方法は、次の各号による。

役員等に対する報酬及び旅費については、会議の出席又は職務のため出勤（出張）したときに、その都度支給する。ただし、本人の同意を得て本人が指定する銀行その他の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 功労金については、任期の満了、辞任又は死亡等により退職した後速やかに支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

【附則】

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (役員等報酬)

(1) 理事

用 務	日 額
理事会等出席及び法人業務等の出勤 (半日、4時間未満の場合)	10,000円
理事会等出席及び法人業務等のための出勤 (1日、4時間以上の場合)	20,000円

(2) 監事

用 務	日 額
監事監査・理事会等出席及び法人業務等の出勤 (半日、4時間未満の場合)	10,000円
監事監査・理事会等出席及び法人業務等のための出勤 (1日、4時間以上の場合)	20,000円

(3) 評議員

用 務	日 額
評議員会等出席及び法人業務等の出勤 (半日、4時間未満の場合)	10,000円
評議員会等出席及び法人業務等のための出勤 (1日、4時間以上の場合)	20,000円

別表2 (役員等功労金算定式)

$10,000\text{円} \times \text{在任年数} = \text{上限} 200,000\text{円}$

- ※1 在任年数が1年に満たない時は、切り上げるものとする。
- ※2 本規程施行以前の役員等の在任年数についても通算する。